

平成 16 年度第 2 回 高知県森林環境保全基金運営委員会 議事録

- 1 日 時 平成 16 年 8 月 19 日 (木) 10 時 00 分 ~ 12 時 00 分
- 2 場 所 高知城ホール 2 F 「くすのき」
- 3 出席者 飯國委員 石川委員 川村委員 窪田委員 田岡委員 津野委員 土居委員 野島委員 松本委員 (出席者 9 名、欠席者戸梶委員 1 名)

4 配付資料

平成 16 年度第 2 回高知県森林環境保全基金運営委員会資料

5 議 題

- (1) 平成 16 年度の事業の進捗状況について
- (2) 森林環境税に係る税制改正について
- (3) その他

6 議 事

(平成 16 年度の事業 (ソフト事業) の進捗状況について事務局から説明)

飯國委員長：昨年このうち山の日の評価、どうだったんだというのがまずあって、今年どうするんだという話があってもよさそうな気がする。多岐に渡っているの、どこで何が行われていたのか、今年どこで何が行われるのか分からなくなるくらい分野も多岐に渡っているということもあって、もし新しく参加をしようと思ったときに全部が見えるようなポータルサイトみたいなところに、参加の目から見て何日にこんなことがあるとか、分野別にこんなことがあるというのがきちんと出てるとそこをクリックすると出てくるとか、終わった後ではこういうふうにできましたみたいなのが見えることが非常に大事じゃないかという気がしています。これだけ多岐に渡ると外から見るとばら撒きにも見えかねないところがあって、そこが参加の窓口とモニタリング、後できちんと見えるという仕組みを作っておかないと具合が悪いかなという気もしています。

宮地木の文化推進室長：昨年いつどこで何をやるのかを県民の皆さんに知らせるのに苦慮しまして、新聞広告に全部並べましたが、それが何が書いてあるのか字が細かくて読めないということを言われました。今年はホームページを活用して知らせるようなことも考えていきたい。

飯國委員長：これを素材にうまく新聞記事にすると無料で広告ができるので一番いい流れかと思いますが、なかなかそう簡単にはいかないかもしれませんが。

野島委員：今年、活性化センターが参加してやるということで、ある程度日を統一して一斉にやるとかしたらインパクトも強いんじゃないかという気がします。我々事業体が協力するにも、ある一定の日集中すればもっとやりやすいと思います。今年はまだこれでいいと思うんですけど、来年以降県民に PR できるような日でや

れば。

松本委員：学校は別の学習支援の方で出来ないのかなと。県民に幅広くという趣旨の山の日というのであれば学校のPTAと教員だけの参加というのはどうかなという。学校だったら学習支援の方でやってもらって、学校が中心になるけれども地域の住民とか一般公募参加ができるようにしないと、一応ここを見ると地域住民というふうにはなってるけれど、学校の学習支援の方ではやれなかったのかなと。同じような事業だけれど分けてる訳だから、山の日推進事業の方はできるだけ一般参加ができるように、例えば子供会だけとか生協の組合員だけとかいうふうになると参加が絞られると思うので、その辺りは来年に向けて選考基準の中で検討してもらったらいいのかなというふうに思いました。

宮地木の文化推進室長：区分をつけたつもりではいるんですが、学習支援は学校単位で実施する事業、山の日推進事業補助金の方は地域と連携してやるということで。

土居委員：審査の中で県民への広がり効果はどうなのかという、参加の人数とか参加していただける方がどのくらい広く、というのは基準の中であって、そういう取組については点数も高いですし、各学校学校の行事は点数が低かったです。ただ補助金の枠内で、やりたいという案は出てきてるので、出来るだけやっていただくという方向で、高い点数から順番に、最後の方でそういう学校の行事の分もみているということで、投資効果と広がりということは採択の基準の中です。

川村委員：一般公募というのと学校、PTA、地域住民というのはまた別ですか？公募の仕方が。

事務局：学校と書いてあるところの地域住民はいわゆる校区内の人ということで、一般公募というのは新聞などでイベントとして載せてもらって室戸でやる事業に土佐清水から応募しても参加できるというようなものです。

川村委員：地域住民が校区内ということは学校からの発信で募集するという。

事務局：そうです。PTAではない、子供さんが学校に行っていない人でも地域にいる人は一緒に募集しますよということで。

飯國委員長：PTAは活動としては正課外ということで、学校の正課に対する補助とはちょっと流れが違うものですが、問題はどのくらい開かれているかということが論点になるかなと思いますけれど、閉じているからいけないかということでもないような気がしていて、閉じているところはこれからもっと活動を高めるといふときに必要な、小さなグループできちっと組織を固める段階があると思うので、それはそれで大事なことで、初めから全部オープンにすればいいという議論でも多分ないだろうと思うんです。この辺はまだあまり議論になっていなかったんで、今後も議論すべきことだと思うのと、この辺も情報がきちっと外に、ここは一般参加できますとかこの辺のエリアで参加できますというところは明確に分かるように

外に出してほしいという気がしていて、参加の目線というのがすごく大事だと思いますので参加の目線で入れる入れない、参加の目線でじゃあどうなった、来年おもしろそうだから行こうとか、その辺のことももうちょっと同じようにして出せたらいいなという気がしています。来年に向けての論点として残していただけたらと思います。

松本委員：継続性が問題。今年は補助金をもらえたからやるけれど、出なかったらやらんのかという、一回は補助金でやったけれど次は自分たちでやってみようというふうに本当は自立していってもらわないと。

飯國委員長：継続性という論点は議論の中でどうだったんでしょう。関連情報も載せてもらって、ずっと何かしてる中でやるというふうにすると、多分その中で見れると思うんですけど、今回することだけ切り離されるとどんな集団かも分からないということもあったりするので、継続性は他の情報でも担保できるかもしれない。

土居委員：審査の中で、募集人員があるんですけども100名という規模でやるという事業があったときに本当にこれで100名集まるのかなという疑問を持ちながら審査している部分もあるんですけど、そこでどういうふうに募集していくのかというときに、各事業を行っていく団体に任せていくだけではなくてこちらの方で窓口、広く公募できるような仕組みがあれば、応援できる形を作っていく必要もあるんじゃないかと。

飯國委員長：ここのいろんな事業というのは玉がいっぱいあっておもしろそうだけに捕捉しにくいですけどどうまく使うと生きてくるかもしれないというところがありますので、今後またどんなふうにサポートしていくかも含めて考えていければと思います。

川村委員：いろんな団体の横のつながり、今日ここでやったら次はここにありますよということがその場で分かるような、簡単なものでいいから一覧表とか。

村手森林局長：トータル的な情報をきちんとまとめて発信するようなことが必要だという感じはします。去年新聞広告を載せたけれども新聞の紙面は限りがあるから小さくなって不評だったということで、じゃあどういった方法があるのかということやはり必要性はあるので、ちょっと考えないといけない。また各々の事業が結局補助金を受けてこうち山の日事業としてやられている、それがまた県民の方々に宣伝として分かっていくような統一的なサインといったものも必要だというようなことでのぼり旗を統一して掲げていただいたり、こうち山の日をという視点で皆事業をやっている、他の事業はこういったものがありますよというのがそこに行けば分かるかというようなことを是非考えてみないといけないなと思いますので、検討をしないといけないと思います。

事務局：高知広告センターにお願いしていますリーフレット、20,000部作る予定で

す。これに山の日の補助事業を含めて載せるような形で、市町村、森林組合、小中学校、最寄の量販店等に配置していこうという計画で、この事業を周知すると。それから森の情報発信事業のホームページ上にもその都度情報を載せていくという形でフォローしていきたいと考えています。

飯國委員長：これから広告費に関して風当たりが強そうなので、全体でうまくプロデュースできるような仕組みがないと発信が止まってしまいそうな気がします。税金の設置の本意からすると非常に訳のわからないところへ行ってしまうような気がしますので、ご検討いただければと思います。

石川委員：コンテンツ委員会としても山の日の事業に関してはきめ細かな情報をホームページ上に載せられるように働きかけていきたいと思ひますし、山の日の各事業に取材に行っていていただいてホームページに載せるような方法で広くみなさんに知っていただけるようにしたいと思ひます。また情報提供をお願いします。

(平成16年度の事業(ハード事業)の進捗状況について事務局から説明)

(森林環境税に係る税制改正について事務局から説明)

石田税務課長：今回の税制改正におきまして、生計同一の奥さんについて従前所得があっても均等割の部分は非課税という仕組みになっておりましたが、平成17年度から所得割がかかっている奥さんについては均等割もいただきましょうというふうに法が改正されましたので、森林環境税もそれに伴いまして500円をいただきたい。対象者は高知県では約55,000人です。もう一つは、本来の1,000円の均等割につきましては経過措置がございまして、平成17年度は500円、18年度から本来の1,000円いただきましょうというのが制度の内容でして、森林環境税についても経過措置を、例えば17年度は半分、18年度から500円いただくかということもあったわけですが、それもあわせて新聞等を使って県民の皆さんに広くご意見をいただきました。税サイドとしては森林環境税は立ち上がりのときに幅広い多くの方からご意見をいただいております、一年間500円というのも払いやすい額であると。それから、実際に税を集めていただいているのは市町村で、市町村の事務が1年1年変えないといけないとなると、大抵電算化してましてその費用もありますので、経過措置を設けずに17年度から500円をいただきたいということで6月11日付けの新聞記事、それから県の広報誌とか、ホームページで随時意見をいただきました。9件の意見がありましたが、その内容につきましては賛成が8、反対が1ということで森林環境税に対する県民の皆さんのご理解はいただいていると。ただ、8件のうち税自体に対する反対意見はございせんでしたが、今までの林業行政に対する批判めいたものはたくさんありました。こういう状態を招いたのは誰のせいだと、反省がないじゃないかと。もう一つは税そのものに対する不満で、不公平感があると。今後の予定としましては9月議会に県税条例の改正を諮りたいというこ

とです。税サイドとしては行政的な必要があるので森林環境税を増やしたいというスタンスですので、その点をご理解をいただきたいと思います。

飯國委員長：増収分の使途に関しては、議会を経てから本格的に議論するということが手順になりますよね。

石田税務課長：反対意見、賛成意見の中でも今までの林業の結果、荒廃したということがありますので、いわゆるソフト重視ではなくて結果としては増えた分についてはハード重視の方がいいかという感じはもっています。

飯國委員長：その辺は電話とか何かの対応で出てきた形の結論ですか？電話とかメールで、もっと伐ってくれみたいなところが出てきたんですか。

石田税務課長：林業行政に対する批判と税金の制度に対する批判がほとんどでした。

石川委員：県の方としてはもっと積極的に聞き取り調査をするというようなことはないですか。

石田税務課長：それは考えていません。森林環境税自体については当初大掛かりなアンケートをしまして、税に対しては賛成だと。ただ、特定の55,000人の方がいますので、それは地方税制が変わったから自動的に変わるというスタンスではなくてそこはご意見をもらわないといけないという考え方で新聞等でご意見をもらったということです。

土居委員：ここに意見をくださる方は関心のある方だと思うんです。そういう関心自体が薄いという方がたくさんいらっしゃると思うので、これが県民すべての声とは考えにくいんじゃないかと思います。確かに税については広くご意見を聴いたということで認められているというふうに考えたとしても、1年たって税がどういうふうに使われたということが実際に起こっているわけですからそこに対しての不満はないのか、使い方自体に疑問や不満があってさらに税の負担がかかるというのであれば違った意見も出てくるんじゃないかと思うので、出来るだけ意見を聴くということは継続的に必要じゃないかと思います。

宮地木の文化推進室長：3月の県民アンケートでも、森林環境税そのものについての賛成か反対かで言えば圧倒的に賛成が多かったです。

飯國委員長：どう使われているかという手ごたえがどこまであるかというところがむしろ問題なんだろうと、先ほどご指摘があったように。

土居委員：それと、聴かれるところがイベントとか、そういう事業に参加されている方は当然関心がある方なんで、参加もされない方のご意見というのはそこには反映されてない。

石田税務課長：経験的にみて、税に対して反対だったら、もっと電話とかがかかってきます。森林環境税は税サイドとしては受け入れられていると判断しています。

野島委員：税そのものに対する意見というのは批判の意見はほとんど耳にしないし、

むしろ増額してもっと山に金をいれるべきじゃないかという声を聴くくらいです。ただ、過去の林政のあり方というところは確かにポイントはつかんでいると思いますし、そこには何か対応することも考えないといけないと思いますし、投機的という言葉も出てきますが、個々に見ればそういうこともやったわけですが、環境を破壊しているということにもつながってくると思いますし、個々の林家から見たら投機といっても資産を作るだけじゃない、地域を守るためにやってきた面もありますので、もっと理解を深めることはこういうところにポイントが絞られてくるという感じがしました。

飯國委員長：これは行政サイドからはどういう、前の森づくり委員会でも過去の、4、50年前にきちんと予測できたはずはないんでその時点ではともかくとして、80年代以降とか、その辺の行政の問題みたいなところはある程度議論しましょうという経緯はあったんですが。

石田税務課長：9月議会の総務委員会の中で、当然使い道を言われると思うんです。なぜ税を増やすかというのは根本的な問題ですので、ただ税制が変わったからという説明はするつもりはないので、税サイドとしては森林局のご意見を聴いて、荒廃林をもっと積極的に整備したい、16年度は350ヘクタールでしたが17年度は増えるだろうというような説明をする予定です。

宮地木の文化推進室長：森林局と協議して後で。

石田税務課長：なぜ増やすかが一番大事なことなので。

宮地木の文化推進室長：これからどう使うかということをもっと議論を。

川村委員：住民として思っていることをだいたい意見として言われている。どこの地域にいくら使ったかというようなことはそれぞれの土地の人はずごく関心があることだと思います。自分が払ったものが全然へちへ行って使われていたら、それは仕方がないことだと思いますけれど。議員さんが言って回答という形で出たら一番はっきり見えることだけれど、自分はホームページが見れないので他の手段で見せてくれ、さんSUN高知とかで、というような意見、今回はこの地域へ何パーセント使われましたというくらいの、金額をかつちり書く必要はないと思うので、出たらもっと納得できるのではないかなと思います。

石田税務課長：よくそういうご意見が税一般にあります。例えば高知県の税金がどうなっているとか、本当は高知県は500億円しか税収がない、ほとんど交付税とか、特に交付税というのは、他の地域に助けられているわけです。それを大抵皆さん忘れて、税はどうなっていると。森林環境税の使い道も、本当に一番税を納めているのは高知市の方、けれど本当の現場は山にあるという。

飯國委員長：みんなで平場から税金を、ちょっとずつ山に戻しています、というのはものすごく大事なことだと思います。山の方もじゃあひとつがんばって伐っていこ

うか、みたいな。

川村委員：そういう知識不足を補うような。

石川委員：そういう認識はないですから。

川村委員：町の方から、よく自分のところがなんで山を助けないといかんか、という意見を聴くんです。けれどそしたら山を放って町へ行ったらいいんですかということに山の方もなるんです。だからそれじゃあおかしいから、お互いが認め合って。

飯國委員長：という議論が本当に起こるとすごくいい話で。高知市からこれくらいお金が貯まっていて、ここがいっぱいもらっている、みたいなことが一目でわかるような表示をすると、いい議論になりそうな気がします。その中に香川県から3,000万円もらっている分を入れて、こういうボランティアみたいなお金をどう考えましょう、というような議論はこの税の根幹に関わる議論だと思うので、いいポイントだと思います。

(森林環境緊急保全事業の課題について事務局から説明)

事務局：現在の採択要件は 主要ダム等の上流域森林、指定取水源の上流域森林、人家や公道等の上部森林ということで県民の皆様からいただきます 500 円をより重要で緊急度の高いところに絞り込んでやろうということで昨年度から実施しております。水土保全林の中には同一流域内に普通林と保安林があり、現時点では水土保全林の普通林を対象にしています。保安林については治山事業というものがあり、県と国で100パーセント負担して出来るということです。一体的流域の中に保安林があるという形をイメージしていただきたいと思います。課題として、同一流域内で森林環境緊急保全事業対象の普通林と同様に荒廃した状態の保安林があります。ところが、そういう保安林があっても現時点では水土保全林の保安林を対象としないということになっています。治山事業につきましては採択要件がありまして、200万円以上、面積でいうと7~10ヘクタールという要件にあわないと保安林はできないということです。この部分、通称豆粒状保安林(=小さな面積の保安林)が点在している、という問題があります。昨年度はこの保安林については一切対象外という形でやっていますので、治山事業からもれるものを流域一体となって救う手立てが必要なのではないかという課題があります。課題の二つ目ですが、一定のまとまり、概ね5ヘクタール以上を対象とするためこの条件を満たさないと対象とならないということで、昨年度県民の皆様により見える形ということで5ヘクタール以上のまとまりという形で進めてきました。ところがダイレクトメールによります所有者の調査などをやっておりますと、非常にきれ(=個々の森林所有面積)が細かくて5ヘクタールの条件を満たすのに苦労しています。ということでこの条件を考えていただきたいという提案です。課題の三つ目ですが、水土保全林の保全型の森林はかなり奥地にあり、県民の皆様に見えにくいという問題があります。課

題の四つ目ですが、県民ニーズに対応する多様な森づくりということがあります。例えば間伐のモデル林とか荒廃竹林の問題、河畔林や水辺林などで県民の皆様が気軽に行ける森にいかに対応するかということがあります。現在の16年度までの考え方、いったい森林環境税はどこをやっているかといいますと、水土保持林というベースがありまして、その中に保安林と普通林があります。現在やっていますのは普通林の44,000ヘクタールの中の5ヘクタール以上という枠設定でやっています。共生林の部分には森林環境税では手をつけていません。これを課題に対応するために、課題の一つ目、治山事業で採択できない豆粒状保安林につきまして流域一体の地域については森林環境税でやっていくという案があります。課題の二つ目、小さい面積の山、5ヘクタール以上の要件を満たさずに採択もれする山がかなり出てくるということで、要件を3ヘクタール程度にするという案。それと、課題の三つ目と四つ目、県民のニーズに対応する森づくりという観点、水辺林や、景観林、里山林といった身近に見える森林を作るために共生林で交流の森を作ってみてはどうか、という整理をしておりますので、委員の皆様でご検討をいただきたいと思いません。

田岡委員：嶺北で香川県から税金をいただいて何年かたったわけですがその中で思ったのは、嶺北には水土保持林は少ないですが、水源地の森を守ろうといったときに資源循環林も水土保持林も差があるかといったときにないですよ。だけれど一定枠にはめられて、使いづらいということが最初の段階であったわけですがそれが段々緩和されて使いやすくなっているみたいです。本当に山を守ろうといったときに、そういう区別をするのはおかしいんじゃないかということは思っていました。それと今度共生林という考え方が出てきてましたが、僕は最初からこっちの方向で行くのかなと思ってたんですけど、いろんなことが起こっているのは道沿い、川沿いで、人的被害が起こる可能性も非常に高いところですので、面積的に全部カバーできるわけではないですから、共生林的なところをもっとやった方がいいのかなと思うんです。そこが水土保持林であれ何であれ共生林的な取り扱い方ができるのであればどんどん力を入れる方がいいのではないかと思います。それが山に生活する人にとっても来る人にとってもメリットがあるし、後々の国土を保全していくという意味でもいい提案じゃないかと思いません。

野島委員：我々山側にしても、線引き、水土保持林、共生林あるいは資源循環林という、所有者にしたらいつ引いたんだというくらいの話で徹底はされてないですから、住民の方は山は山としてしか見ていない。最初から私もそうですが、目に見える形、間伐の必要性ひとつとっても町の人に来て見たら、確かに違いますねと説明もできるしモデル林というものを作ったらいいんじゃないかとかねがね思っていましたし、都市の人から見てもこういうふうにしちつすればいいねというところを奥地じ

やなくてどこか近くでやる。それと国道沿いとかが県道沿いとといった人工林による災害の危険の発生地、特に集中豪雨の、そういったものを含めて、それと水辺林も目にとまるような形も入れていくべきじゃないかと、要は環境をできるだけ改善していくということ、必要性を見せていくような形のものを改正してやっていくべきじゃないかと。経済的なものだけじゃなしに森林の持つ公益性を前面に出してやれば。奥地の場合非常に県民に見えにくいということがありますので。

事務局：水土保持林の普通林で行っていますが、今回県民の皆さんに見える森であるということで県民の皆さんの理解がいると思うんです。どこでもできるというものではないということで、共生林という形にしていかざるをえないのではないかと。

村手森林局長：まず保安林ですが、創設のときには保安林については治山事業という保安林内で県がはいて間伐を行うような事業があるんですけども、その事業で対応できるんじゃないかということで除かれたような経緯があるようです。ただ実際保安林について治山事業を入れられるということになればある一定以上の事業規模ということになる、面積が大きくなければいけないというようなことになりました。水土保持林の中で普通林はよくて保安林で同じような面積がある、また保安林が含まれたような地域ではどうしてできないんだというようなことに結局なってきたということです。制度創設のときには一律割り切っていたような部分、それを実態的にやっていけばこういうところで支障があるといったところが生じてきましたので、そういったところは実行の段階で弾力的に動かしていったらいいんじゃないかということを感じます。それから、全国的に見ると共生林3分の1、資源循環林3分の1、水土保持林3分の1というような三分されたような状況です。それが我が県の場合は、水土保持林の活用型まで入れれば4分の3が活用型と資源循環林、残りの4分の1のほとんどが水土保持林の保全型、共生林が全体の1パーセントと、ほとんどが甫喜ヶ峰とか森林公園だけというような形です。高知県の森林は人工林が多いということもあるし、成り立ちによる特性だということに感じています。こうして荒廃がすすんできている現状を考えると、それをどうにかして直していかないといけないという中で、資源循環林でも荒廃しているところがあるんじゃないかというような議論が出てくると思います。ただ、創設のときに経済林として自分の資産として利用していくというような宣言をしているような森林について助成をしていくことはいかがかという議論もあり、ゾーニングについては固定したものではありませんので、ある一定のまとまりをもって水土保持林に換える共生林に換えるということであれば、また対応できていくのではないかとということで、資源循環林まで行くということは躊躇を覚えるようなところがあります。ただ現実的にゾーンを換えるということで対応していけるのではないかと考えています。また実行段階で昨年アンケート調査をして対象地をさがすという作業をしましたが、

ざあっと荒廃しているところというのはなかなかなくて、ある程度のまとまりは個人の財産とのバランスということも考えると必要かもしれませんが、5ヘクタールというまとまりはちょっと大きいかと。アンケートをした回答を見ますと、もうちょっと小さいまとまりでないと現実的に面積を稼げない、きちんと荒廃林を直していくことにはならないんじゃないか。何ヘクタールが適切かということはあるんですが、3ヘクタール程あれば都市の方々にも納得いただけるような広がりを持つのではないだろうかというようなことを考えます。それから、1年間ダム上流部でやったものですから、対象地もうすくなって年度も押し迫って冬場に間伐をするということではなかなか効果が見えにくいという声もあります。奥地で成果が見えないという声もよく聴くんですけど、やはりやった効果を県民の方々に見ていただいて、それがまたPRになっていくという、実際のハードの効果だけじゃなくて、PR効果というものも発揮できるようにすることが重要なことではないだろうか。そう考え始めると奥地だけで対応していくということではなくて、もうちょっと人と触れ合うようなところで実感できるようなことにしていっていただく方がいいのではないかと。実際上間伐をしてみると、混交林化といいますけれど、5年たった時点でどのような状態になるかというのも不安な部分もあります。ある程度継続的に手を入れながら、人と森林が触れ合える場づくりということをすすめて都市の方々に良かったと言ってもらえるような森林、山を作っていくということも必要かと。1年目を終えた反省を踏まえてのご提案です。

田岡委員：例えば水辺林という形、強度間伐されて混交林化したときの広葉樹、秋の紅葉もきれいになるし、杉は根が張らんとか土留めの効果が薄いとかいうことはうそだと思います。間伐して枝があったら根っこも張ってくる。間伐して混交林化するということは土留めの効果も高くなるし、復元してくる植生にも効果があると思います。それを県民の皆さんに見えるところでたくさんできる、見に行っても楽しい、道を走っていて、早明浦ダムの上流なんかはよくありますけれど、下を見ると杉林ばかりでダムも見えないとか、そうじゃなくて混交林化していて走っている間も清流が見えるとかいう雰囲気になるとすごくやっているとこの感じが見えてくると思うんです。そういう意味でゾーニングされた共生林的な考え方ではなくて、例えば高知型の環境共生林とかいうような形のものを作って、もっと目に見える形のを整備していくと森林環境税の使い方として支持されやすいんじゃないかという気がします。

松本委員：モデル林みたいなものを作るという予算がいるかもしれない。どこの山をやれるかはあるけれど、こんな山を作りたいというところが県民に見えてくると、森林環境税500円払っても損じゃないと。課題の3とか4の部分を一步前へ進めて、森林公園じゃないモデル森林がないといけないと思う。何ヘクタールかという議論

で、5から3に下げただけで本当に解決するかどうかというところはすごく疑問で、もっと極端に下げてもいいんじゃないかと、1反とかいうところで。どこまで下げるか分からんけれど経済効果とか費用対効果の関係があるけれど、本当に山をよくしようという視点に立ったらかなりハードルを下げる必要があるのかなと。例えば大きいところで1反じゃなくて個人の1反を足したときに何ヘクタールかになるというふうな、かなりハードルを下げて団地型になるような支援もいるかなと思うんですけど。単に下げるだけじゃなしに地域全体をという視点に立ってやればと思います。

田岡委員：面積は3ヘクタールにこだわらずに少なくしてもいいと思うんです。例えば間伐事業をやるといったときに効率重視でいくとある程度面積が必要で、コストダウンをするため面積が必要になってくる、整備にいたっては実際には作業効率は関係ないと思うんで、あまり3ヘクタールを意識せずに適正なところを定めたいんじゃないでしょうか。

村手森林局長：一定のまとまりは必要だと思うんですけど、3かというところは議論があると思うところで、3に意味がないんで。まったくべたっと3ヘクタールとか何ヘクタールとかいう必要はないんだろうと。一人ひとりの所有者の方々というのは荒廃しているところというのは細切れになっておりますので、そうしたところがある程度まとまっている、そしてまとまって3じゃなくても何ヘクタールあるというような地域であればそれは対象にしていきたいし、今まででも5ヘクタール、ほぼ5ヘクタールといったときには対象にしているところですので、周辺の方々と一緒にやるといような気運も是非山側でも醸成していきたいと思ってますし、面積についてはまた、1反という発注事務が大変な状況になるので、事務の手間というのもあるものですから。

野島委員：高知県の場合共生林が1パーセントくらいということで、そこで本当に目に見える形が実行可能かという。

村手森林局長：それを増やす、換えていくという。ゾーニングを共生林に換えていってそこへ人が入り込むような形にしていくということになれば都市の方々にも納得が得られるようなお金の入り方になるんじゃないだろうかという。だから今森林公園とかしかないんですけど、そういうところじゃなくて本当に目に見えるモデル林的なところを設定していただけるようなところは共生林に換えていって、どんどん入ってもらおう。

飯國委員長：今の制度からいうと、大枠でいうと資源循環林と水土保持林しかなくて、共生林がちょっとあるけれど共生林は水土保持林と似たようなものというイメージしかない。共生林にすると所有者にとって何が変わるか見えないところがあって、水土保持林は基本的に山に戻すというイメージでとらえていて、資源循環林はずっ

と林業ということで、共生は、私は資源循環林の中に共生があってもいいんじゃないかと思っているんです。循環するけれども例えば人が自由に入ってこれるというふうにしてオープンにする、人に外から入ってもいいよとか一定の密度をずっと伐って川へのアクセスを必ず確保するという条件を付けた資源循環林というのがあってもよくて、それを今までの発想だと水土保持林の中に押し込めようという感じがあって、そうすると所有者の方がそうとらえがちだと思うんです。もう林業が出来ないとなったら、道沿いで一番いいところなのにというすごく抵抗感があるような気がするので、本当に林業をしながら共生が出来ますよという共生もあるし、山に戻して混交林とかに戻すという共生もあると思うんです。もうちょっと共生林のあり方みたいなものを考えていく、条件を付けて他と違うとかバラエティに富ますとか。

村手森林局長：ここだと経済行為ができないという、水土保持林にしても共生林にしても経済行為ができないかということそういうものではないですけども、そこに対して県の支援をどのようにやっていくかということに絡むんですけども、今ゾーニングに従って県の助成を大きく変えているんです。水土保持林についてはある程度厚く公費を助成して混交林化に持っていくような施業については厚くしている、資源循環林についてはある程度効率的に木を伐っていただくような形に特化していこうということで施策を進めているものですから、道沿いのところというのは条件がいいわけで、一生懸命やればいい林地になるものですから、それがためにここに森林環境税が使われていってしまうということになると説明が難しくなるかなというところがあって、そこは別に水土保持林、共生林に入れられたとしても所有者が全く経済行為が出来ないということではないんですけど、ただ県としてそこで支援をどのようにしていくかということについて差が出てくるものですから、ここで資源循環林として伐り出す山としてカウントして所有者を支援していくということになると、都市側の方々に理解が得られるかどうか、その辺りがちょっと気になっているところです。

飯國委員長：先ほど川のアクセスの話がありましたけれど、吉野川とか四万十川もそうですけれど非常にアクセスが悪くて森林が立てこんでいる。施業も許すけれどアクセスも出来るというふうな、そういうことを明確に打ち出して、混交林に持っていくということじゃなくて、施業の中の一つとして共生林を位置付けるというような、循環の枠の中で違ったバージョンを設けて共生にするというような積極的な位置付けもあってもいいような気がする。混交林化というのは何かその先には雑木林に戻すというイメージがどこかに見え隠れするものですから。

田岡委員：山に行って入りたいけれども入ったら怒られたというような話、山に親しんでもらわないといけないので山に呼び込もうといったら、けれど自分の山に勝手

に入るなという話が出てきて交流が出来てないんじゃないかという話がありました。そういうことって確かにあると思うんです。例えばそういう共生林と呼ばれるような山だったら自由に入っていいと、所有者と合意形成が出来ていると、あるいは道と川と川から 50 メートルの範囲内のところで設定してそこに自由に入っていいけれどお金はいれてきちっと循環林でやるように手入れをして、皆さん自由に入って散策してもいいですよとかいうふうなことがあれば交流とかみんなが山に親しむ機会が増えるのかもしれない。

川村委員：私がイメージとして出てくるのは自分のところのダムですが、植林している部分が崩れているんです。木がダム沿いまであって、土砂崩れが起きている、そんなところを半強制的に相当多い間伐をしていただいて。紅葉がきれいになると観光客とか経済的効果も出てくるとも思います。

野島委員：森林環境税でやるとなると、木材利用は禁じる、考えていないということになる。条件さえ整えば多少不便なところでも良い木でしたら売れる、経済行為をしたいというのも所有者にはあるわけです。だから今回見える形を作るとしたときに、そういう問題は必ず発生しそうです。全部伐ってその山に捨てなさいということでもいいかどうか。その辺りをどういうふうに線引きするか、単価で変化をつけるとか何か考えておいていただきたい。

飯國委員長：共生林ですから、人との関わりがちゃんと確保できるということが共生なんで、産業として成り立つかどうかという視点では多分ないと思うんです。そのところの切り分けをうまくできないかなという気がしています。

村手森林局長：森林環境税を入れて、そういう山を作って良い山になったら皆伐されてしまうということになると大変なことになりますので、良いお金で売ってもうけたという話になるとゆがんでしまいますので、そういう趣旨ではないと思います。そういうお約束がどのように取れるのか、というようなことになっていくとそこで共生林という枠組をはめていくとまたそういうようなことが出来ていくでしょうし、まったく資源循環的な利用を排除するというのも違うと思うんですけれども、一遍に皆伐するというようなものにならないような施業をきちんとしていってもらって、そういった担保をどうしていくか、ということが課題だと思います。それは水土保持林の方でも同じだと思うんです。所有者の方々の誓約等をどういうふうにしていくか、また課題にして勉強してみたいと思います。

飯國委員長：みんなが入れる入会共生のようなものがゾーンとしてできたらおもしろい。竹林でも同じようなことが言えそうです。

村手森林局長：竹の問題も今あって、出来ればそういったところ、あれもお金がかかるわけですが、1 回きりで伐ったら 10 年、という話を水土保持林でやっていますけれど、竹林の場合 1 回伐ってもまた生えてきますんで、あれは 3、4 年きちんと伐っ

ておかないと、はいつていくとお金がかかるんで。そこを利用して人との共生が、また入会が出来るようなところというところに絞った形でモデル的にやっていくようなこととか、何らか森林環境税で、高知新聞のコラムにもありましたけれど、そのようなことも勉強してみたいと思いますけれど、そういったことも事務局の方で考えておりますので、ご検討いただければと思います。

石川委員：流域の水辺林をきちんとするという事は、ソフトの方で森林の重要さとかを訴えかけていこうとすると、ハードでそれをやれば自然と人が入って行って宣伝効果も生まれるわけですし、自分たちに直結してくる水ということについてすごく身近に感じられることであるし、すごく効果が高いと思います。

宮地木の文化推進室長：私のところに森林環境税を使ってやってほしいというところが、学校林、竹林、河畔林、この三つがだいたい外からの意見として多いです。

(四国山の日について宮地木の文化推進室長から報告)

飯國委員長：今日は熱心なご討議をどうもありがとうございました。これで閉会にします。

以上、この議事録が事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

同 上